質疑回答(令和4年2月15日時点)

※以下のとおり省略して記載しています。

マンションの管理の適正化に関する法律 →「マン管法」

マンションの管理の適正化に関する法律施行規則 →「法施行規則」

No	質問	回答
1	全国一律の制度とのことですが、	マンション管理計画認定制度は法律(マン管法)に基
	計画は自治体により異なるのでし	づく制度です。マンション管理適正化推進計画を作成
	ようか。	した地方公共団体の区域内のマンションに限り、本制
	6 / / ?	度の認定を受けることができます。
		原則として、市の区域については市が、町村の区域に
		ついては県が当該計画を作成するため、市域にあるマ
		ンションが認定を受けるには、住所地である市におい
		マンション管理適正化推進計画を 策定 作成している
		ことが必要となります。
		また、地方自治体は、独自の認定基準を設けることも
		できるため、県内市であっても基準や手続き方法が異
		なる場合もあります。
2	 公式のガイドラインなどはありま	県では、必要書類や様式の書き方等の申請方法に関す
	すか。	る手引きの作成を予定しています。作成次第、県ホー
		ムページで公表します。
		なお、マンション管理士や自治体向けのガイドライン
		については、国土交通省が作成し、既に公表されてい
		ます。
		(公表ページ:国土交通省 マンション管理について
		「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5
		条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事
		務ガイドライン」 https://www.mlit.go.jp/jutakuke
		<pre>ntiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000052.html)</pre>
3	マンション管理計画認定制度で	県が認定対象となる町村部のマンションは、約250件
	は、何割程度のマンションを認定	と把握しておりますが、現時点では、具体的な認定件
	すると想定していますか。	数の想定はしておりません。
4	認定を受けるメリットを教えてく	現時点でお示しできるものは、「認定を受けるメリッ
	ださい。	ト(説明会資料P5)」の内容となります。県独自の
		対応として、開始から3年間の申請手数料を無料とす
		ることで制度を普及していくことを考えています。

5	「フラット 35」の金利引き下げ	住宅金融支援機構より、令和4年4月の適合証明書交
	の詳細を教えてください。	付分から管理計画認定マンションに該当する住宅は
		【フラット35】維持保全型の対象となり、当初5年
		間 年 0.25% 【フラット 3 5 】 の借入金利を引き下げ
		ると聞いています。
		 なお、本件は住宅金融支援機構の制度となるため、詳
		 細は住宅金融支援機構お客さまコールセンター(TEL:
		0120-0860-35) にお問い合わせください。
6	管理会社やマンション管理士から	管理会社やマンション管理士からのご相談もお受けし
	の相談は受けてもらえますか。	ます。
7	認定を受けられないようなマンシ	現在、県で行っている支援策には、マンション管理等
	ョンに対しての支援を教えてくだ	に関する専門家をマンション管理組合に無料で派遣
	さい。	し、管理運営等のアドバイスを行うマンションアドバ
		イザー派遣事業などがあります。
		詳しくは「マンション施策」のページ (https://www.p
		ref.kanagawa.jp/docs/zm4/mansion/)をご確認くださ
		٧١°
8	3年後の手数料は、いくらになり	今後の制度の普及状況等により判断しますので、現時点
	ますか。	で具体の金額をお示しすることはできません。
9	申請手数料を3年間無料とすると	事前確認制度は(公財)マンション管理センターで実
	のことですが、「事前確認」も無	施する制度のため、地方公共団体への申請とは別に手
	料となるのでしょうか。有料の場	数料がかかる予定と聞いています。
	合は、概算を教えてください。	なお、詳細は(公財)マンション管理センターにおい
		て検討中であり、後日公表予定とのことです。
10	事前確認について、地方自治体の	事前確認では、国の認定基準について審査が行われま
	考え方は反映されますか。	す。地方自治体が独自に設ける基準は審査の対象外で
	マンション管理センターの講習と	す。地方自治体の独自基準は、地方自治体に申請した
	は別に、マンション管理士に講習	際に確認することとなります。なお、本県は、管理計
	や県独自のマニュアル配付等は実	画認定に県独自の基準を設ける予定はありません。
	施しますか。	また、事前確認を行うマンション管理士に対する県独
		自の講習等の実施予定はありませんが、必要書類や様
		式の書き方等の申請方法に関する手引きの作成を予定
		しています。作成次第、県ホームページで公表しま 、
		す。

11	事前確認制度は、管理会社等でも	本説明会でご紹介した事前確認制度は、マンション管
	実施するでしょうか。	理センターが実施する管理計画認定手続支援サービス
		を指します。マンション管理センターが実施する事前
		確認にかかる講習を受けたマンション管理士が審査を
		行います。
12	マンション管理計画認定制度と	マンション管理業協会が実施するマンション管理適正
	同時に、一般社団法人マンション	評価制度は、段階的な評価を行う、有効期間が1年間
	管理業協会でもマンション管理適	であるなど、マンション管理計画認定制度とは異な
	正評価制度が開始されます。一本	る制度であると認識しています。マンション管理セン
	化されないのでしょうか。また、	ターが実施する事前確認制度を利用する場合は、マン
	県は、2つの制度を管理組合がど	ション管理適正評価制度についても同時に申請するこ
	のように活用すべきと考えている	とができる予定です。
	でしょうか。	県が認定するマンション管理計画認定制度以外の診
		断サービスについても市場評価への寄与が見込まれま
		すので、お住まいのマンションの実態に合わせて、ご
		検討ください。
13	申請を行おうと考えています。ど	認定基準を満たしたマンションであれば、制度開始か
	んなタイミングで申請すればいい	らいつでも申請いただくことができます。
	でしょうか。	一例ですが、申請の際は、集会(管理組合等の総会)
		で複数の項目を決議いただく必要がありますので、集
		会(総会)の後が1つのタイミングであると考えられ
		ます。
		(例)大規模修繕工事を実施することとなり、具体
		的な工事内容を反映して長期修繕計画を見直
		すこととなった。見直しの決議を行う集会の
		際に認定申請することについても決議し、認
		定を申請する。
14	申請する際は、管理組合の通常総	申請には、「申請を決議した集会の議事録の写し」が
	会での承認が必要ですか。	必要となります。規約において、理事会の決議等の別
		の手段で定めることとしている場合は、規約の写し及
		び認定の申請をすることを証する書類をもって、それ
		に代えることができます。
15	集会で申請することを承認されな	申請の決議が承認されなければ、認定を申請すること
	い場合は、申請できますか。	ができません。
16	申請の都度、集会の承認が必要で	初回の認定申請及び5年毎の更新申請の際は、集会の
	すか。	承認が必要となります。

17	区分所有法では規約は必須ではあ	マンション管理計画認定制度は、マン管法に基づき、
	りませんが、作成しなければなら	適正な管理を行っていることを確認するため、認定を
	ないでしょうか。	受ける場合は、規約の作成が必要です。申請の際に規
		約の写しもご提出いただきます。
18	長期修繕計画の最終年度が赤字の	最終年度が赤字の場合、以下の基準に抵触すると考え
	場合は、認定できますか。	られますので、認定できません。
		・長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠
		していること (別紙をご確認ください)
		長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総
		額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低
		額でないこと
19	認定後に行う手続きはあります	認定の内容に変更が生じた場合は、軽微な変更に該当
	カゝ。	する場合を除き、変更認定を受ける必要があります。
		また、5年毎に更新をしなければ、認定の効力を失い
		ます。
20	軽微な変更は申請不要となってい	法施行規則第1条の9に規定される予定です。該当条
	ますが、どのような変更が該当し	文は別紙をご確認ください。
	ますか。役員が替わるごとに変更	例えば、管理者等が複数いる場合、一部の管理者等の
	が必要となるでしょうか。	変更は軽微な変更となりますが、複数回の変更によっ
		て、認定当時の管理者等が全て管理者等ではなくなる
		場合には、変更の認定が必要となります。
		なお、監事の変更は、軽微な変更に該当します。
		<軽微な変更に該当するもの>
		①長期修繕計画の変更のうち、次の変更
		・修繕の内容又は実施時期の変更で、計画期間又
		は修繕資金計画を変更しないもの
		・修繕資金計画の変更で、修繕の実施に支障を及
		ぼすおそれがないもの
		②管理者等が複数いる場合の、一部の変更(申請時
		の管理者全員が変わる場合を除く)
		③監事の変更
		④規約の変更で、次のものに該当しない変更
		・監事の職務に関する内容
		・認定基準となる3項目の内容
		

■No. 18 関係

長期修繕計画作成ガイドライン 第3章 長期修繕計画の作成の方法 抜粋 (P33~)

9 収支計画の検討

計画期間に見込まれる<u>推定修繕工事費</u>(借入金がある場合はその償還金を含む。以下同じ。) <u>の累計額が示され、その額を修繕積立金</u>(修繕積立基金、一時金、専用庭等の専用使用料及び 駐車場等の使用料からの繰入れ並びに修繕積立金の運用益を含む。以下同じ。) <u>の累計額が下</u> 回らないように計画することが必要です。

また、推定修繕工事項目に建物及び設備の性能向上を図る改修工事を設定する場合は、これに要する費用を含めた収支計画とすることが必要です。

なお、機械式駐車場があり、維持管理に多額の費用を要することが想定される場合は、管理 費会計及び修繕積立金会計とは区分して駐車場使用料会計を設けることも考えられます。

抜粋箇所は一部です。詳細は「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」をご確認ください。 (公表ページ:国土交通省 マンション管理について https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku house tk5 000052.html)

■N0.20 関係

マンション管理適正化法施行規則<改正後> 抜粋

(法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第一条の九 法第五条の七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 長期修繕計画の変更であって、次に掲げるもの
 - イ マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金 計画(長期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、 内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。ロにおいて同じ。)の変更を伴わ ないもの
 - ロ 修繕資金計画の変更であって、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれ のないもの
- 二 二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更(法第五条の四の認定(法第五条の七第一項の変更の認定を含む。)又は法第五条の六第一項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。)
- 三 監事の変更
- 四 規約の変更であって、監事の職務及び第一条の五第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

令和3年11月1日号外第248号官報